

一般社団法人資産運用フォーラム

会員規約

(活動目的等)

第1条 一般社団法人資産運用フォーラム(以下「フォーラム」という)は、国内外の資産運用会社を中心とした関係者の参画、連携を得て、資産運用立国・国際金融センターの実現に向けて、日本の資産運用業の改革等に関する対話・議論を行い、日本市場の魅力・政策等を普及・推進することを目的とする。前項の活動目的を達成するために、フォーラムは法人等の団体を対象として、会員を募り、会員組織を構成する。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、フォーラムの定款第5条に定める会員(以下「会員」という)となった法人および団体に適用される。

(会員種別・会員資格)

第3条 フォーラムの会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 正会員 | フォーラムの事業に賛同し、同事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、十分な社会的信用を有する法人又は団体 |
| (2) スタートアップ会員 | フォーラムの事業に賛同し、同事業に協力することができ、十分な社会的信用を有する法人又は団体 |
| (3) 賛助会員 | フォーラムの事業に賛同し、同事業に協力することができ、社員総会において別に定める資格要件を満たす法人又は団体 |
| (4) オブザーバー会員 | フォーラムの事業に賛同し、特別の協力をなし得るものとして理事会が認めた公共性の高い団体 |
2. フォーラムの事業を的確、公正かつ効率的に遂行するため、運営規程第5章に定める分科会及びワーキンググループのリーダーは、正会員の資産運用会社から選任することを基本とする。
3. 分科会及びワーキンググループにおいてリーダーの選任を限定する場合は、運営委員会の承認を要件とする。

(入会)

第4条 入会希望者は、フォーラムの活動目的に賛同し、フォーラム所定の申込み方法により申込みをし、運営委員会の承認を得たのちに通知を受け、会員となる。

(入会不承認)

第5条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、フォーラムは入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去にフォーラムから会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」という)である場合
- (4) その他フォーラムが、その会員となることにつき不適當な事由があると判断した場合

(有効期間と更新)

第6条 会員資格の有効期限は、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して最初に訪れる6月30日まで(以下「初年度」という)とするが、フォーラム所定の更新手続きにより、年会費を第7条に従って支払期日まで支払った場合には、更新することができる。

2. 更新後の会員資格の有効期間は7月1日から翌年の6月30日までとし、その後もまた同様とする。なお、更新せずに会員資格の有効期限を途過した場合には、会員資格は自動的に消滅する。
3. 賛助会員の会員資格は無期限であり、会員が自ら第10条に基づき退会するか、第11条に基づいて会員資格の喪失をしない限り、失われない。

(会費)

第7条 会員は本条に定めるところに従い、会費を支払わなければならない。

2. 会費はフォーラムが定める支払期までに支払うものとする。
3. 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、事業年度の途中で入会した会員の当該事業年度に係る会費(入会初年度会費)は、「運営規程」に定めるところにより減額するものとする。
 - (1) 正会員:年会費 100 万円
 - (2) スタートアップ会員:年会費 30 万円
 - (3) 賛助会員及びオブザーバー会員:会費を徴収しない
4. 会費はフォーラムの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。また、会費の分割払いを希望する会員があった場合、合理的な理由があると事務局が確認した場合はこれを認める。
5. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名、住所又は連絡先等、フォーラムへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2. フォーラムは、故意又は重過失によるものでない限り、会員が前項の変更手続を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

(会員種別の変更)

第9条 会員は、理事会の承認を得て、その会員種別を変更することができる。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとする日の1箇月前までに、フォーラムに対し、フォーラム所定の方法により退会の通知をすることによって、退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、会員資格を喪失、除名させることができる。

- (1) 会員としての品格を損なう行為があるとフォーラムが認めた場合
- (2) 本規約、またはその他フォーラムが定める規約、フォーラムとの間で合意をした約定に違反をした場合
- (3) 本規約及び本規約以外においてフォーラムとの間の取り決めによりフォーラムに通知すべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (4) フォーラムの事前の同意なく、フォーラムの保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (5) フォーラムの利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6) フォーラムの事業活動を妨害する等により、フォーラムの事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (7) 法令又は公序良俗に違反した場合
- (8) 支払停止又は支払不能の事由を生じた場合
- (9) 反社会的勢力や団体またはその関係者であると認められた場合
- (10) 解散の決議(法令による解散を含む)をした場合
- (11) フォーラムを通じて知り合った会員その他の者に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為があるとフォーラムが認めた場合
- (12) フォーラムの目的と協調しがたい事業などに参画したとフォーラムが認めた場合
- (13) 会費の支払いをせず、督促後なお3箇月以上支払いをしない場合。この場合において、滞納した会費の支払義務は免れない

- (14) その他、フォーラムが会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合又はフォーラムが信用不安と判断する相当の事由が発生した場合

(会員情報の取り扱い)

第12条 会員は、フォーラムに対して提供した会員の個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱う。

2. 会員は、フォーラムが広報目的でフォーラムのウェブサイト等の広報資料に会員の名称(社名又は団体名)を掲載することに同意する。掲載を希望しない会員は入会時又は入会後に事務局に同意を撤回する旨をフォーラム所定の方法で通知することで、通知の到達以降は自らの名称を広報資料に掲載しないことができる。同意が撤回された場合も、撤回以前の同意は有効であって、フォーラムは広報資料の回収等の義務を負わない。

(規約の追加・変更)

- 第13条 フォーラムは、本規約について、必要に応じて全部または一部を変更する場合がある。この際、変更が会員の一般の利益に適合し、又は、変更が、本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本規約及び効力発生時期(少なくとも14営業日以上後)について、フォーラムのウェブサイトで周知することで本規約を変更することとする。
2. 本規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本規約の適用について、変更箇所を示した上で、理事会の決議を得ることとする。

(免責及び損害賠償)

- 第14条 会員は、フォーラムの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者に被害が生じた場合であっても、フォーラムの故意又は重過失によるものでない限り、フォーラムは一切責任を負わないものとする。
2. 会員間の紛争に関して、フォーラムは介入又は関知することはなく、また、当該紛争に関し、フォーラムの故意又は重過失によるものでない限り、一切の責任を負わないものとする。

(知的財産権等の帰属)

- 第15条 会員が、フォーラムの活動に関連して、資料、情報等を提供した場合であっても、当該資料又は情報等に掛かる知的財産権等(著作権、特許権等)は当該会員に留保され、フォーラム又は他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない。

2. フォーラムの活動に関連して、新たに知的財産権等が発生又は移転する場合については別途規則で定める。

(条項等の無効)

第16条 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

(管轄及び準拠法)

第17条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第18条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附則

施行日	2025 年 9 月 2 日	
改正履歴	2026 年 3 月 2 日	一部条文の追加及び変更、施行
	2026 年 5 月 13 日	一部条文の変更、施行

以上